

## はじめに

2020年度より小学校で全面実施の学習指導要領は、2030年の世界、社会を見据え、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かにはたかせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を育むことが重要であると考えている。そして、こうした力は学校教育がその育成をめざしてきた「生きる力」であることを改めて捉え直すとともに、常に課題を明確にし、共有しながらそれらの課題に応じた取組を展開していくことが求められる。また、そのためには意図的に、計画的・組織的に教育課程を実施し、質の高い教育活動を創造するために、自立した個人、組織であると同時に自律した取組を展開する必要がある。

「学校経営方針」は、「学校教育目標」を具現化するための指針であり、すべての教職員の理解と協力がなくては達成しない。それ故、今からあげる経営方針をもとに、すべての教職員がチームとして力を合わせてほしい。

### 1. 学校教育目標

- ・基礎学力の充実を図り、自分の考えをもつ児童の育成
- ・自他を大切にし、思いやりの心をもつ児童の育成
- ・心身ともにたくましい児童の育成
- ・地域とのつながりを大切にし、多様な視点をもつ児童の育成

### 2. めざす児童像

「自他を大切にし、自律的にものごとを考え、行動できる児童」

### 3. めざす学校像

・信頼される学校 ・安全・安心な学校 ・保護者、地域と連携する学校

### 4. 重点目標

「考え、かかわり、学びをつなぐ授業の創造」

- ・かかわりの目的や、思考の視点の明確化
- ・学びをつなぎ、高める指導の工夫（発問、指示、問い返し、学習モデルや条件の提示、スキル）
- ・思考を深め、可視化する、効果的な思考ツールやICTの活用
- ・多様なかかわりをつくる学習形態の工夫（個別・ペア・グループ・全）

### 5. めざす児童像の実現に向けて、学校教育目標を具現化する取組を推進する。

#### (1) 確かな学力の育成

基礎・基本的な知識・技能の習得だけではなく、様々な状況の中で自ら考え、判断し、表現できる活用力、さらに生涯学び続ける力に通じる、新たな課題を追究できる探究力を身につける。また、学びをつなげ、深め、活かす授業づくりの研究を推進する。

#### ① 授業づくり

- ・わかる授業を追究。基礎・基本の定着を図るとともに、自ら考える力を育成する。
- ・教材、課題、発問等の工夫を図り、児童が学びに向かう姿勢（力）を醸成する。
- ・教育計画、指導計画にしたがい、意図的・計画的な指導を行う（年間計画、週案の作成等）。
- ・目標や授業の流れの提示、振り返り活動等から形成的評価（日常の授業評価）に基づく授業改善を図り、学びの質を高める。
- ・言語環境を整え、系統的、階層的な言語活動を重視し、主体的、対話的で深い学びをめざし、授業改善の糧とする。
- ・研究推進委員会（学び委員会）が中心となり、研究テーマ「考え、かかわり、学びをつなぐ力をもった児童の育成」に沿って研究を進める。
- ・授業研究会では、研究の視点（学びの必然性がある学習課題等）を明確にしなが授業を深めるとともに、授業研究会の在り方、進め方についての改善を図る。

- ・WG（ワーキング・グループ）の有効的な活用を図り、外国語教育、プログラミング教育をはじめとするICTを活用した授業を創造する。

② 読書指導

- ・読書の時間、朝の一斉読書、読書週間を活用し、読書活動を充実させる。
- ・図書館の活用や学校図書館職員およびボランティアとの連携を通じて、読書習慣を身につけさせる。
- ・家庭やホームでの読書習慣の定着に向けて啓発を行う。
- ・学校図書館教育と授業との関連を図る。

(2) 豊かな心の育成

全人的な人格形成を基盤に、一人ひとりが自尊感情を育み、お互いを認め合い、高まり合う集団めざし、道徳教育や体験活動だけではなく学校教育活動全体で育んでいく。

① 道徳教育

- ・全体計画に基づき、教育活動全体を通じて、道徳性を養うよう指導する。
- ・特別の教科「道徳」では、教育活動全体と密接な関連を図りながら、授業の工夫改善を行い、道徳的実践力を育成する。また、妥当性のある道徳の評価研究を推進する。

② 人権教育

- ・自尊感情を育む取組を通して、自己開示と自己実現を促進する人権教育の展開を図る。
- ・体罰、いじめ、差別や偏見のない人権が尊重された教育を推進する。

③ 集団づくり

- ・それぞれの意見や気持ちが全体で出し合え、共有できる集団づくりを進める。
- ・認め合う集団をめざし、多様性の理解と安心の場づくりを進める。
- ・高まり合う集団をめざし、行動力の育成、差別や偏見の学習の充実を図る。

(3) 健やかな体の育成

健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現をめざし、健康・安全で活力ある生活を営むために必要な力を育む。

① 体育科等

- ・WGの有効的な活用を図り、水泳や運動会の系統的なカリキュラムを作成し、効果的な指導方法を追究する。
- ・全国体力・運動能力調査を通して、体力の実態把握を行い、WG等で課題を明確にし、体力・運動能力の改善に向けて取組む。また、それらの取組を通じて運動好きな児童を育成する。

② 健康教育

- ・保健指導等を通じて、健康で安全な生活を実現する自己管理能力を育成する。
- ・「早寝・早起き・朝ご飯」等の基本的な生活習慣の定着への啓発を図るとともに、「あいうべ体操」等、病気・けが予防の取組を促進する。

③ 食育

- ・食育指導等を通じて、日常の食事の大切さに気付くとともに、望ましい食習慣を形成する。
- ・カリキュラム・マネジメントの考えを取り入れ、栄養教諭と連携を図りながら教科・領域の中に食教育の視点を入れる。
- ・食教育の取組を全体カリキュラムの中に位置付け、教科横断的な探究学習を模索する。

6. めざす学校像の実現に向けて

学校は保護者や地域の理解・支援の中で成り立つコミュニティであり、児童とともに育てるといふ意識を忘れず、PTAや地域の人々への相互連携を推進していく。また、一人ひとりが学校の顔となることを忘れず、取組や対応の際にはそのことを常に心がけておく。

(1) 信頼される学校

① 学校として（組織として）

- ・「組織で動く学校」という意識
- ・よこのつながりとたてのつながり（連携と連動）
- ・管理職への報告・連絡・相談の徹底（校長・教頭・首席等による文書決裁を含む）
- ・全教職員が指導方針に基づいた共通認識で動く

- ・学級の課題は、学年等のチームで対応・・・ひとりで抱えない、学年グループの充実
- ・教職員が互いの個性を尊重し、円滑な関係づくりに努める。
  - ・・・メンター方式（メンターとメンティ）の推進、目配りと気配り
- ・与えられた自分の役割に責任をもつことはだけでなく、自分ができることを積極的に行う。
  - ・・・仕事は与えられるものではなく、自分で見つけるもの
- ・全教職員が自己研鑽に励み、組織に還元する。・・・研修等での学びを何かの形で・・・

#### ② 教職員として

- ・授業力・・・教材の創意工夫、課題設定、発問の工夫、ICTの活用、評価等
- ・児童（生徒）理解・・・児童を理解しようという気持ち、コミュニケーション、適切な指導。支援、児童の自己理解の促進
- ・保護者対応・・・社会人としての対応（言葉使い等）、教員としてメッセージを読み取る（傾聴共感）、教員（支援者）としてメッセージを返す（即答、保留、協議の上回答）

#### ④ 支援教育の推進

- ・支援学級在籍児童、通級教室在籍児童、配慮児童、課題のある児童の状況を把握し、どの児童にとってもわかりやすい授業、日課をめざす。
  - ・・・ユニバーサルデザインに基づく環境づくり、授業づくり
- ・児童の障がい者理解教育を推進し、人間の多様性の尊重等の強化に努める。
- ・WG（ワーキング・グループ）の有効的な活用を図り、多様性を尊重し「共に学び、共に育つ」ことを大切にインクルーシブ教育を推進する。
- ・保護者、通級指導教室、関係諸機関との連携を進める。

#### ④ 幼小中一貫教育

- ・「小中9年間の育ち」を見据え、第二中学校との連携強化を図る。
  - ・・・子ども支援Co（生徒指導交流、児童会・生徒会交流等）、合同研修、つなぎング、小中生指協、施設連携等
- ・小中のカリキュラムの接続を見通した教科研究を進める。
- ・町全体の推進協議会への参加、校内での授業公開、研究会を実施する。

### (2) 安全・安心な学校

- ・教職員全体の危機管理意識の向上を図るとともに危機対応能力を養う。
- ・安全計画に基づいた施設・設備の点検、避難訓練を行うとともに安全学習に取り組む等安全教育を推進する。また、WGの有効的な活用を図り、安全教育をカリキュラム上に位置付け、実践と検証を行う。・・・学校安全マニュアルの作成、効果的な避難訓練の実施
- ・「学校いじめ防止基本方針」、マニュアル等に基づいた問題行動等の早期発見・早期対応（いじめ・不登校・虐待、問題行動、セクハラ、個人情報保護等）を心がける。
- ・PTA運営委員、地区委員、ボランティア等との連携により、登下校の安全確保に努める。

### (3) 保護者・地域と連携する学校

#### ① 情報発信

- ・教育活動を公開し、掲示物や通信の発行等により児童の成長を発信する。

#### ② 保護者・地域との連携

- ・保護者からの相談・意見等は真摯に受け止め、関係づくりに努める。
  - ・・・電話対応、家庭訪問等
- ・施設との連携と緊密な交流を進める。
- ・放課後子ども教室二小交流DAY「校庭開放」の充実・・・週1回から週2回へ
- ・学校教育活動の丁寧な発信と協力の呼びかけを行うとともに、PTA行事や地域行事に積極的に参加する。・・・二小交流DAYの土曜行事は年5回、島本夏祭り、八宝祭、町内一斉清掃にできる限り参加する。
- ・島本町学校支援「ゆめ本部」を積極的に活用する。
  - ・・・放課後学習会を拡充する（小2、3算国を月2回から小2～6算国英を月5～9回）

## 7. 教職員としての基本姿勢

- ・教育公務員としての自覚のもと、社会人としてのモラルやマナーを守る。・・関係法令の遵守
- ・教職員の言動が学校の評価となる意識をもつ。・・服装（名札着用を含む）、言葉遣い、言動、行動（自転車等の運転含む）、環境整備等
- ・心身の健康は充実した教育活動の基盤となる。・・仕事にメリハリをつける。
  - ・・勤務時間適正の励行（一斉退庁日：水曜日）
- ・温かい言葉、温かい視線、さりげない心遣い等を心がける（全教職員に居心地のよい環境）。
- ・人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法など自己啓発に努める（質の高い教育基盤を）。